

離婚届出をされた方へ

離婚届出に伴って、いろいろな手続きがあります

手続きが必要な方	手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
離婚に伴う転居、世帯主の変更 ※離婚届の提出とは別に手続きが必要です	住所の変更 世帯主の変更	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (運転免許証等)	登録窓口 ③
マイナンバーカード、住基カードをお持ちの方 氏(苗字)が変わった場合	表面記載事項の変更届	<input type="checkbox"/> 記載変更したいカード	登録窓口 ③
印鑑登録をしている方 氏(苗字)が変わった場合	印鑑登録の廃止による登録証の返却	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証	市民課 国保窓口 ④
国民健康保険または後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方 氏(苗字)が変わった場合	被保険者証の変更	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証等) <input type="checkbox"/> 国民健康保険または後期高齢者医療被保険者証	
子ども医療 妊産婦医療を受けている方 重度障害者医療 ・氏(苗字)が変わった場合 ・保護者に変更がある場合 ・振込先に変更がある場合	受給者証等の変更	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証等) <input type="checkbox"/> 医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 振込先変更の場合、通帳	
父または母と18歳未満の子のみの世帯となる方	※ ケースによって異なりますので、窓口で説明を受けてください。		
年金受給者または国民年金加入者	※ ケースによって異なりますので、窓口で説明を受けてください。		年金窓口 ④
児童手当を受けている方 (離婚日の翌日から15日以内の手続きが必要です) ・氏(苗字)が変わった場合 ・受給者の変更をしたい場合 ・受給資格を失った場合	受給事由消滅届、変更の届出 または新規申請	<input type="checkbox"/> 新規の場合 ・健康保険被保険者証(共済組合の方のみ) ・通帳 ・マイナンバーが確認できる書類	元気の泉 子育て世代包括支援センター
父または母と18歳未満の子のみの世帯となる方	児童扶養手当の申請	<input type="checkbox"/> 請求者及び児童の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 請求者と児童の健康保険証 <input type="checkbox"/> 請求者の年金手帳 <input type="checkbox"/> 請求者、児童、同居者のマイナンバー <input type="checkbox"/> 請求者の通帳	
保育所に入所している子がいる方	変更の届出	<input type="checkbox"/> マイナンバーが確認できる書類	福祉事務所 (社会福祉課) ①
身体障害者手帳をお持ちの方 氏(苗字)が変わった場合	変更の届出	<input type="checkbox"/> マイナンバーが確認できる書類 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	
精神障害者手帳をお持ちの方 氏(苗字)が変わった場合	変更の届出	<input type="checkbox"/> マイナンバーが確認できる書類 <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳	
療育手帳をお持ちの方 氏(苗字)が変わった場合	変更の届出	<input type="checkbox"/> マイナンバーが確認できる書類 <input type="checkbox"/> 療育手帳	
子が療育手帳をお持ちの方 保護者に変更があった場合			
自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方	変更の届出	<input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> マイナンバーが確認できる書類	
特別児童扶養手当を受けている方	※ ケースによって異なりますので、窓口で説明を受けてください。		3階 教育委員会
小中学校に就学している子がいる方 保護者に変更があった場合	変更の届出	<input type="checkbox"/> —	